

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業の概要

1 事業の目的

本市の中山間地域で生活する高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態になっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、以下の補助を行うことにより介護サービス事業者を支援するものです。

2 補助対象となる介護(介護予防)サービス

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 訪問介護 | (6) 通所リハビリテーション |
| (2) 訪問入浴 | (7) 地域密着型通所介護 |
| (3) 訪問看護 | (8) 認知症対応型通所介護 |
| (4) 訪問リハビリテーション | (9) 小規模多機能型居宅介護 |
| (5) 通所介護 | (10) 居宅介護支援 |

3 報酬の上乗せ補助(小規模多機能型居宅介護除く)

(1) 対象地域

- ①旧鏡村及び旧土佐山村
- ②その他の地域

利用者の居宅から20分以内に同一サービスを提供する事業所がなく、補助することが適当と認められた場合のみ対象となります。20分以内に同一サービスを提供する事業所がある場合は、理由書の提出が必要です。

(2) 補助内容

ア 区分1

(1)の対象地域に居住する被保険者にサービスを提供する際に、訪問又は送迎に要する時間が20分以上の場合、利用したサービスの単位数の15%(訪問又は送迎に要する時間が40分以上の場合は25%、60分以上の場合は35%、75分以上の場合は100%)に10円を乗じた額を補助します。

イ 区分2

(1)①の対象地域に所在する小規模事業所が、(1)の対象地域に居住する被保険者にサービスを提供する場合(※)で、訪問又は送迎に要する時間が20分未満の場合、利用したサービスの単位数の10%に10円を乗じた額を補助します。

(※)小規模事業所に該当する事業所及び補助対象サービスは、本市が毎年確認します。

ウ 区分3

区分1又は区分2に該当する事業者が、補助対象サービスにもっぱら従事させるために常勤の職員を雇用し、雇用開始の日から1年を経過していない場合、新たに雇用した職員1人につき、当該職員が提供したサービスの単位数の5%に10円を乗じた額を補助します。ただし、補助金の交付申請書を本市が受理した日以降に雇用した場合で、雇用により職員が増員となった場合に限りです。

4 報酬の上乗せ補助(小規模多機能型居宅介護)

(1) 対象地域

- ①旧鏡村及び旧土佐山村
- ②その他の地域

利用者の居宅から20分以内に同一サービスを提供する事業所がなく、補助することが適当と認められた場合のみ対象となります。20分以内に同一サービスを提供する事業所がある場合は、理由書の提出が必要です。

(2) 補助内容

ア 区分1

(1)の対象地域に居住する被保険者で要支援1～要介護2までの者にサービスを提供する際に、訪問又は送迎に要する時間が20分以上の場合、サービス提供回数に450円(訪問又は送迎に要する時間が60分以上の場合は1,050円)を乗じた額を補助します。

イ 区分2

区分1に該当する事業者が、当該サービスにもっぱら従事させるために常勤の職員を雇用し、雇用開始の日から1年を経過していない場合、新たに雇用した職員1人につき、当該職員が提供したサービス提供回数に150円を乗じた額を補助します。ただし、補助金の交付申請書を本市が受理した日以降に雇用した場合で、雇用により職員が増員となった場合に限りです。

5 補助金に関する事務の1年間の流れ(令和8年度)

月	事務内容及び提出期限
4月	交付申請
5月	
6月	
7月	4～6月分の実施状況報告(15日まで)
8月	
9月	
10月	7～9月分の実施状況報告(15日まで) 変更等承認申請(該当する場合のみ)
11月	
12月	
1月	10～12月分の実施状況報告(15日まで)
2月	変更等承認申請(該当する場合のみ)
3月	1～3月分の実施状況報告(31日まで) 1年間の実績報告(31日まで)
4月	
5月	1年間の交付額の確定・請求